

令和元年度 川口市国民保護協議会	
日 時	令和元年10月23日(水) 10時00分～10時27分
会 場	南消防署横曽根分署 3階会議室
出席者	<p>1 関係機関(国、県、公共機関)・・・13名出席 ※欠席者13名(川口労働基準監督署長、陸上自衛隊32普通科連隊第3中隊長、埼玉県危機管理防災部危機管理課長、日本郵便(株)川口郵便局長、東日本高速道路(株)関東支社加須管理事務所長、首都高速道路(株)東京東局土木保全部長、東日本電信電話(株)埼玉事業部埼玉南支店長、国際興業(株)運輸事業部川口営業所長、日本通運(株)川口支店長、(一社)埼玉県バス協会専務理事、大東ガス(株)代表取締役社長、(一社)川口市建設協会理事長、武南タクシー協議会会長)</p> <p>2 自主防災組織・・・・・・・・・・・・・・2名出席 ※欠席者 2名(栄町2丁目町会長、自主防災組織女性部員連絡会座長)</p> <p>3 市関係者・・・・・・・・・・・・・・25名出席 ※欠席者 2名(教育長、福祉部長)</p>
傍聴者	0名
事務局	秋谷危機管理部長 佐藤室長、天池室長補佐、青木副主幹、鈴木主事
概 要	<p>1 開会(10:00)</p> <p>2 市長挨拶 ○本日は、川口市国民保護協議会に、多くの委員の皆様にご出席をいただき、感謝を申し上げます。 ○日頃から緊急対処事態等に対して、迅速かつ的確なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。 ○国民保護法及び川口市国民保護協議会条例に基づき、市民の皆様を始め、市内関係機関、団体などが力を合わせ武力攻撃事態等が発生した場合、市民を安全に避難させ救援していく重要な責務を担うこととなる。 ○2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックでは、世界各国から多くの選手及び観客が来日することなどからも、武力攻撃事態や大規模テロなどが発生した場合に、市民の避難や救助などを実施するための「川口市国民保護計画」について必要な事項を定めておく必要がある。 ○北朝鮮より、近年弾道ミサイルが発射されるなど、自然災害と同様に武力攻撃事態も、いつ、どこで、どのように発生するかわからない状況である。</p>

<p>概 要</p>	<p>○本協議会としても、即時対応できる万全の体制を整えるため、国の国民保護に関する基本指針の変更と県の計画の変更に伴い、その整合を図るため本市の計画変更を行うものである。</p> <p>○委員の皆様には、専門的見地から、ご意見をいただき、市民の安全・安心を守るため、体制の整備にご協力をいただきたい。</p> <p>3 議長指名（会長：奥ノ木市長）</p> <p>4 議事 （1）国民保護に関する川口市計画の一部変更（案）について</p> <p>事務局から説明。 国民の保護のための措置に関する法律第35条第1項の規定により、市町村の国民の保護に関する計画は都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、作成する旨を説明。</p> <p>【資料】 ○国民保護に関する川口市計画（案） ○資料1 ○資料2 ○資料3</p> <p>※質問・意見等なし</p> <p>5 閉会（10：27）</p>
------------	---